

# 土壤汚染の調査・対策について



# 1. 改正後の調査の流れ【新第3条～新第5条関係】

都道府県知事の手続

土地所有者等の手続

調査実施者の手続

## 【新第3条】

有害物質使用特定施設の  
廃止届出

義務発生

## 【新第4条】

一定規模以上の形質変更の届出

汚染のおそれの基準の該当性判断

調査命令の発出

義務発生

## 【新第5条】

命令発出基準への該当性判断

調査命令の発出

義務発生

①地歴調査の実施

指定調査機関が土壤汚染状況調査の一部として、土地の履歴の調査を実施。

②調査対象物質の確定

①により把握した情報により、土壤汚染のおそれがあると認められる特定有害物質の種類について、試料採取調査の対象とする。ただし、次の場合には、それぞれに定める特定有害物質以外の特定有害物質を、試料採取等の対象としないことができる。

- ・法第3条に基づく調査の場合 都道府県知事の通知に係る特定有害物質
- ・法第4条第2項又は法第5条第1項の命令に基づく場合 これらの命令に係る書面に記載された特定有害物質
- ・法第14条第2項の申請に係る調査を行う場合 土地の所有者等が調査の対象とした特定有害物質

③汚染のおそれに応じた調査対象地の分類、採取ポイントの設定

④試料採取・測定

⑤調査結果の評価

②で確定した調査対象物質について、①により把握した情報により、汚染のおそれに応じて調査対象地を分類し、試料採取のポイントを設定する。

【土壤汚染状況調査】

地歴調査・試料採取調査は、省略可能。この場合、調査を行っていない物質については、含有量基準・第二溶出量基準超過の状態とみなす。

結果報告

濃度基準への該当性判断

基準値以下

規制対象外

基準値以上

おそれなし、又は

既に健康被害が生じないような措置済

おそれあり

要措置区域に指定

健康被害のおそれの基準への該当性判断

形質変更時要届出区域に指定

## 2. 届出の対象となる土地について【新第4条第1項関係】

○第4条第1項の届出義務の対象となる「土地の形質変更の規模」は、3,000m<sup>2</sup>とすることとする。

### 3. 土地の形質の変更の届出義務の対象外となる行為 【新第4条第1項、新第9条、新第12条第1項関係】

#### ■新第4条第1項「軽易な行為その他の行為」に該当する行為

以下のいずれにも該当しない行為

- イ 土壌の敷地外への搬出を伴うこと
- ロ 形質の変更に伴い周辺への土壌の流出が生ずること
- ハ 形質の変更を行う部分の深さが50cm以上であること

【※ このほか、営農行為については農林水産省との調整を踏まえつつ適用除外とする方向で検討する。】

#### ■新第9条「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

①以下のいずれにも該当しない行為

- イ 汚染の除去等の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- ロ 土地の形質の変更を行う部分の面積の合計が10㎡以上であり、かつ当該部分の深さが50cm以上(一定の深さまで帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。)が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1m浅い深さ以上)であること。
- ハ 土地の形質の変更を行う部分の深さが3m以上(一定の深さまで帯水層(その中にある地下水が飲用に適さないものとして環境大臣が定める要件に該当するものを除く。)が存在しないことについて、都道府県知事が確認を行った場合にあっては、当該深さより1m浅い深さ以上)であること。

②指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、当該変更に伴い当該要措置区域の土壌汚染の拡散が生じない旨の都道府県知事の確認を受けたもの

#### ■新第12条第1項「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」に該当する行為

上記①と同じ。

## 4. 「土壤汚染のおそれがある土地」の基準【新第4条第2項関係】

新第4条では、土地の形質の変更の届出を受けた都道府県知事が、当該土地に土壤汚染のおそれがあるか否かを調査し、土壤汚染のおそれがある場合、土壤汚染状況調査の実施命令を発出することとしている。

### ■ 都道府県知事による「土壤汚染のおそれ」の調査 実施方法

(1) 届出を受けた都道府県知事は、下記のような資料を調査。

- ・公的な届出資料(法令や条例、要綱により届出が義務付けられているもの)
- ・土地所有者等から自主的に提出された土壤汚染調査・対策報告書 等

(2) 土地の形質の変更が行われる土地が、下記に該当する場合、命令を発出(その際、土壤汚染のおそれがある特定有害物質を書面に明示。)

- ① 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、漏洩し、又は地下に浸透した土地であること
- ② 特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設の敷地である土地又は敷地であった土地であること
- ③ 特定有害物質が保管され若しくは貯蔵されており、又はされていた土地(特定有害物質を含む液体が地下に浸透することを防止するための措置であって環境大臣が定める基準に適合するものが講じられていたと認められる土地を除く。)であること
- ④ 土壤の特定有害物質による汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らかである土地であること
- ⑤ その他①から③までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認める土地であること

## 5. 要措置区域に指定される土地の基準【新第6条第1項関係】①

### ○施行令第5条第1号

- イ 土壤溶出量基準超過の土壤汚染が存在する土地にあつては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況が環境省令で定める要件(★施行規則第17条:下記)に該当すること。
- ロ 土壤含有量基準超過の土壤汚染が存在する土地にあつては、当該土地が人が立ち入ることができる土地(工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。)であること。

都道府県又は政令市が行う飲用井戸の調査(次ページ参照)の結果飲用井戸の存在が確認されず、かつ、上水道の飲用が可能な区域については、「地下水の飲用なし」とみなす。

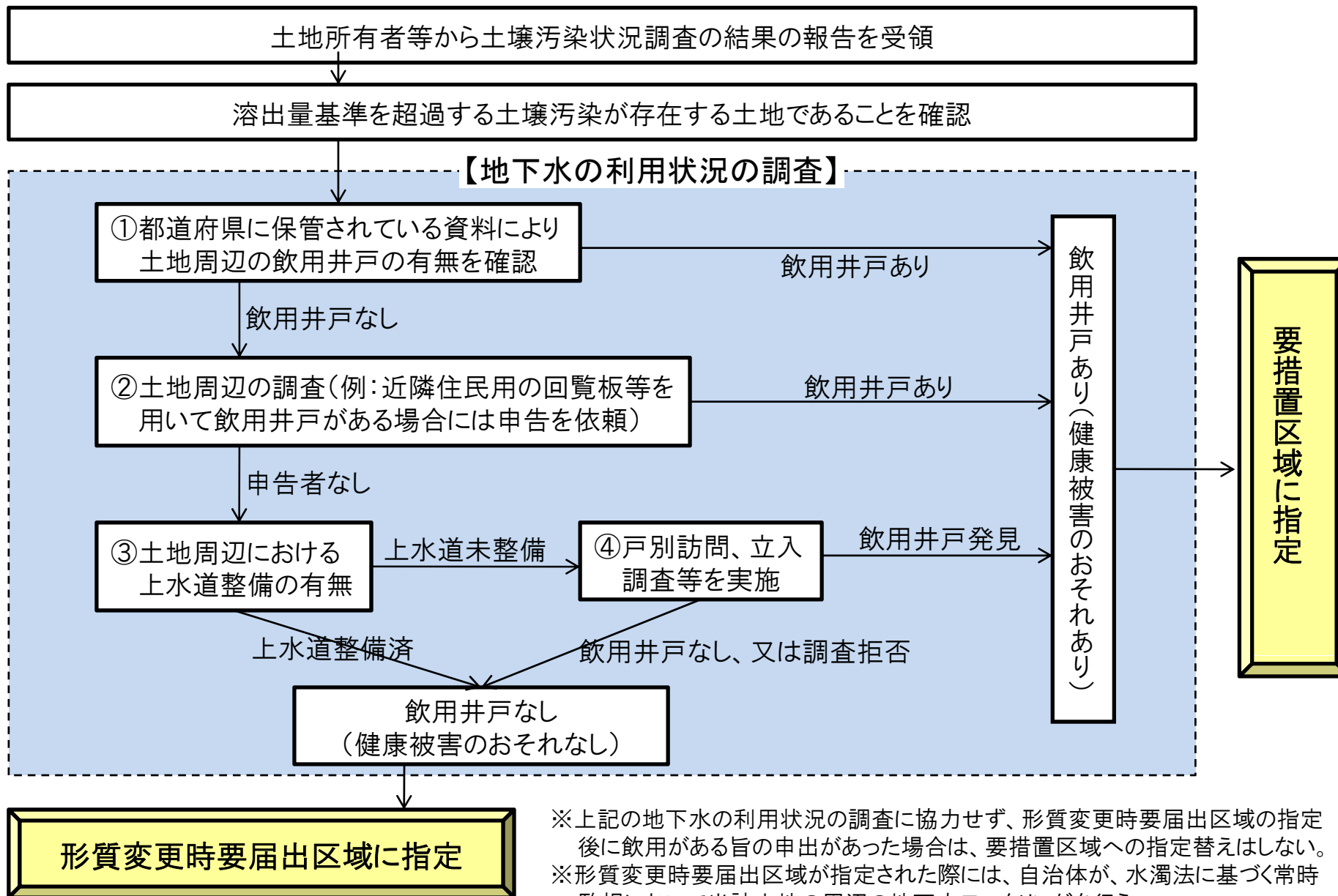
### ○施行規則第17条

地下水の流動等の状況からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次の各号のいずれかの地点があること。

- 一 地下水を飲用するために用いる取水口
- 二 地下水を水道事業等の原水として取り入れるために用いる取水施設の取水口
- 三 災害対策基本法上の都道府県地域防災計画等に基づき災害時において地下水を飲用するために用いることとされている取水口
- 四 地下水のゆう出を主たる原因として、水質汚濁が生じ、又は生ずることが確実な公共用水域の地点

## 5. 要措置区域に指定される土地の基準【新第6条第1項関係】②

＜都道府県の事務＞



※上記の地下水の利用状況の調査に協力せず、形質変更時要届出区域の指定後に飲用がある旨の申出があった場合は、要措置区域への指定替えはしない。  
※形質変更時要届出区域が指定された際には、自治体が、水濁法に基づく常時監視において当該土地の周辺の地下水モニタリングを行う。



## 6. 指示措置の内容等について【新第7条関係】①

- 基本的には、現行規則において土地の汚染状態ごとに定められている「原則として講ずべき措置」を、改正後の「指示措置」とする(ただし、「原位置封じ込め」については、土地に存する地層により適用ができない場合があるので、その場合には「遮水工封じ込め」を指示措置とすることとする。)
- 操業中の工場など土壌の掘削を伴う封じ込め措置が困難な場合への対応として、汚染地下水の揚水とモニタリングにより敷地外への汚染地下水の拡大を防止する措置を、新たに汚染の除去等の措置として位置づける。

### ①土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合

	現行(【 】内は該当条項号)	改正案	
		指示措置	同等の措置
砂場等	汚染の除去。【27①一】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	汚染の除去	舗装、立入禁止
盛土では支障がある土地	土壌入替え。【27①二】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去。【27③】	土壌入替え	舗装、立入禁止、汚染の除去
上記以外	盛土。【27①三】 ただし、所有者が求めたときは、舗装又は立入禁止。【27②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は土壌入替え。【27③】	盛土	舗装、立入禁止、土壌入替え、汚染の除去

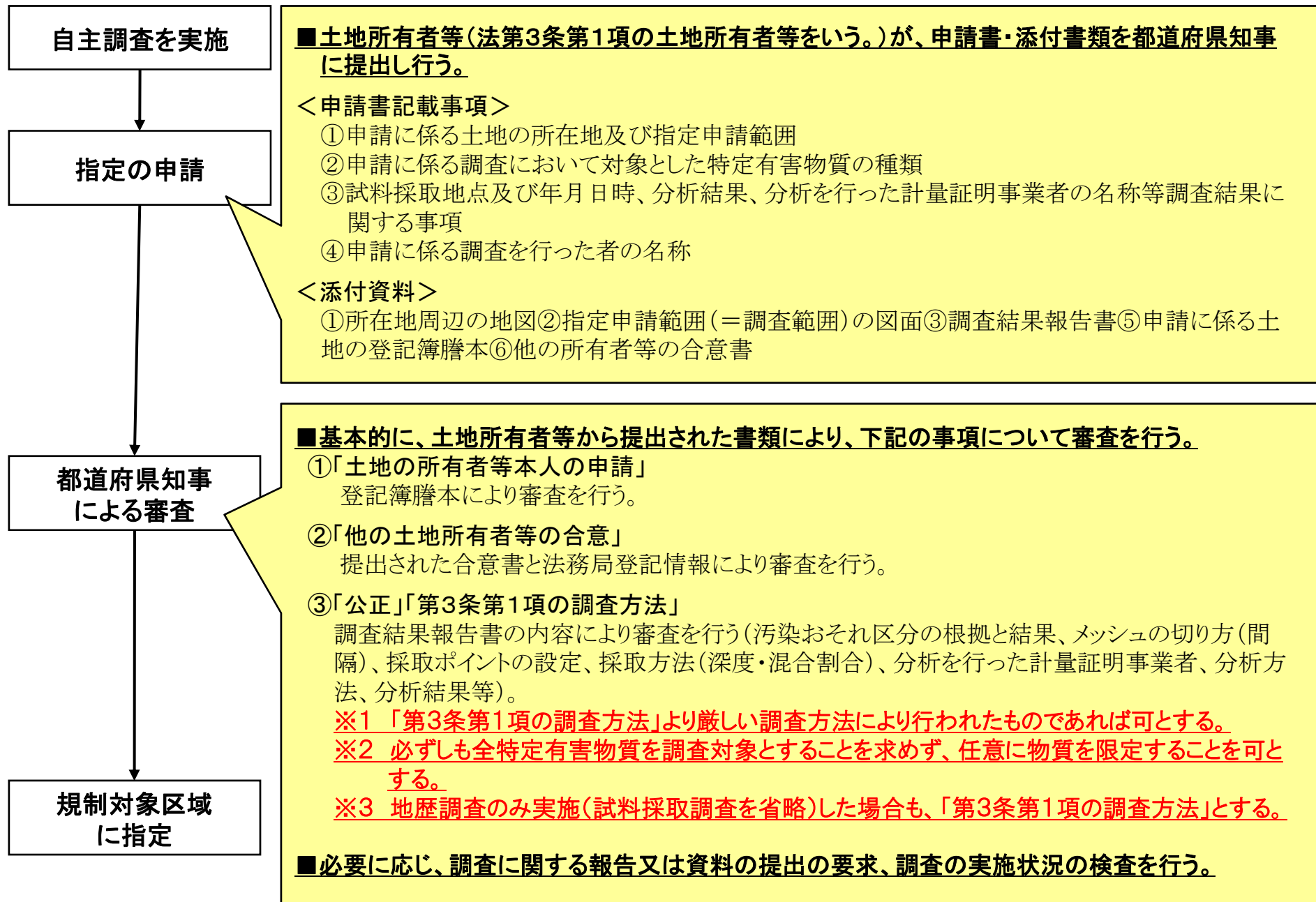
## 6. 指示措置の内容等について【新第7条関係】②

### ② 土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合

		現行(【 】内は該当条項号)	改正案	
			指示措置	同等の措置
地下水汚染なし		地下水モニタリング。 ただし、所有者&原因者が求めたときは、以下に定める措置。【23】	地下水モニタリング	不溶化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、地下水汚染の拡大の防止
Ⅰ種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去。【24①一】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※	遮水工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【24①二】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去又は遮水工封じ込め。【24②二】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
Ⅱ種有害物質	第二溶出量基準不適合	不溶化して原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化して遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)※	遮水工封じ込め※、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、地下水汚染の拡大の防止
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【25①】 ただし、所有者が求めたときは、不溶化。【25②】 また、所有者&原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【25③】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	不溶化、遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、汚染土壌の除去、地下水汚染の拡大の防止
Ⅲ種有害物質	第二溶出量基準不適合	汚染の除去又は遮断工封じ込め。【26①一】	遮断工封じ込め	土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止
	第二溶出量基準適合	原位置封じ込め。【26①二】 ただし、所有者又は原因者が求めたときは、汚染の除去、遮断工封じ込め、遮水工封じ込め。【26②】	遮水工封じ込め(原位置封じ込め)	遮水工封じ込め、遮断工封じ込め、土壌汚染の除去、地下水汚染の拡大の防止

※ 第二溶出量基準不適合の土地について遮水工封じ込め又は原位置封じ込めを行う場合は、不溶化又は原位置浄化を行い、第二溶出量基準に適合させた上で行う必要がある。

## 7. 指定の申請制度について【新第14条関係】



## 8. 台帳について【新第15条関係】

### ■帳簿及び図面の区別

要措置区域、形質変更時要届出区域に係る帳簿及び図面は、区別して保管しなければならないこととする。

### ■台帳の記載事項

現行で記載すべき事項に、次の事項を追加する。

- ①地歴調査・試料採取調査を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要措置区域・形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び省略の理由
- ②地下水汚染の有無
- ③既に汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨

#### 現行の記載事項等

##### 【帳簿記載事項】

- 指定区域に指定された年月日      ○指定区域の所在地      ○指定区域の概況
- 指定区域内の土壤の汚染状態      ○土壤汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況

##### 【添付図面】

- 土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
- 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
- 指定区域の周辺の地図

### ■消除

要措置区域・形質変更時要届出区域の指定が解除された場合には、都道府県知事は、当該区域に係る帳簿及び図面を台帳から消除しなければならないこととする(ただし、消除した情報は、法第61条の規定に基づき収集される。)

# 9. 掘削後の土壌の調査の流れ【新第16条第1項関係】

